

平成30年度 第5回 高知支部評議会

資料 1

議題1 「平成31年度事業計画について」

平成31年 1月17日

目次

- 1. 業務グループ P. 1
- 2. レセプトグループ P. 2
- 3. 保健グループ P. 2
- 4. 企画総務グループ P. 3

分野	具体的施策等	補足
基盤的 保険者機能関係	<p>○現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点審査項目を中心に審査を強化し、疑義がある事案については「給付適正化プロジェクトチーム」で議論を行い、必要に応じ事業所への立ち入り検査を行う。 傷病手当金と障害年金等との併給調整を確実に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正な支払いと不正受給の防止および抑制 平成30年度1件立ち入り検査実施 毎月、年金機構より過去5年分の年金データ提供を受け調整を実施 <年金との調整返納金債権実績値> <ul style="list-style-type: none"> H29.4～11月 28件 4,438,332円 H30.4～11月 63件 13,456,148円
	<p>○柔道整復施術療養費の照会及び審査業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費の適正化を目的に、患者に対するアウトソースでの文書照会を強化するとともに、傾向審査の推進を図る。 <p>■KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の割合について対前年度以下とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請件数 7,000件/月 文書照会件数 140件/月 ■KPI指数状況 <ul style="list-style-type: none"> 対象申請書数H29.4～11月431件 0.78% 53件/月 H30.4～11月418件 0.77% 52件/月
	<p>○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽは、平成31年1月より受領委任制度導入
	<p>○サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部が実施するお客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に取り組む。 傷病手当金等の現金給付の申請受付から給付金の振込みまでの期間について、サービススタンダード(10営業日)を遵守する。 <p>■KPI: ①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を86.3%以上とする</p>	<p>■KPI指数状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ①サービススタンダード達成状況 100% ②郵送化率 78.5% (H30.11現在)
	<p>○限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主に対して、チラシや限度額申請書セットによる広報を実施する。 限度額申請書セットを配置している医療機関等の利用率促進を図る。 <p>■KPI: 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 限度額適用認定証使用による高額な医療費支払いについて、医療機関窓口での支払い軽減 限度額申請書セット配置状況 (42医療機関・22市町村役場・1商工会) ■KPI指数状況 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度 74.6% 平成30年8月 76.9%
	<p>○被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部が示す実施要項に基づき、被扶養者の資格確認を的確に行う。また、未提出事業所については、大規模事業所への勧奨と早期着手による提出率の向上を図るとともに、未送達事業所は調査により送達の徹底を図る。 <p>■KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.2%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適正な加入状況の確認による給付費等の削減 ■KPI指数状況 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度92.6% (提出事業所数: 7,308事業所) 平成30年度93.1% (提出事業所数: 7,385事業所)
	<p>○オンライン資格確認の導入に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用向上に向けて取り組む。 <p>■KPI: 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50.0%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失後の保険証使用による返納金債権発生防止 ■KPI指数状況 <ul style="list-style-type: none"> USB配布医療機関数: 3医療機関 利用中の医療機関数: 1医療機関 33.3%

<p>基盤的 保険者機能関係</p>	<p>○効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容点検については、具体的な施策を定めた行動計画に基づき、査定率向上に取り組む。特に、効率化の観点からのシステムを活用した点検については取り組みを強化し、スキルアップ向上のための研修会についても充実を図る。 <p>■KPI: 支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について対前年度(0.382%)以上とする。</p> <p>(※)査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <p>・資格点検については資格喪失後受診等に係る疑義レセプトについて全件点検を行い、債権調定等を確実に実施する。</p> <p>・外傷点検については、外傷性病名3,000点以上にかかるレセプトについて負傷原因の照会を行い、返納金及び損害賠償請求等に確実につなげる。</p> <p>○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険証未返納者に対する日本年金機構での1次催告時に協会の案内文と返信用封筒の同封を依頼し、迅速な回収に努める。また、協会けんぽが行う2次催告は、日本年金機構の資格喪失処理後1週間以内(繁忙期は2週間以内)に、3次催告は3週間以内(繁忙期は4週間以内)に行う。加えて、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を確実に実施するとともに、未返納の多い事業所データを活用した事業所訪問等を行う。 資格喪失後受診に係る返納金債権は、早期対応が重要であるため、初動対応から概ね6か月を経過するまでの取り組みに重点を置く。また、国民健康保険との保険者間調整や法的手続きの取り組みを強化する。 <p>■KPI: ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率が94.9%以上とする ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度(80.42%)以上とする。 ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度(0.051%)以下とする。</p>	<p>■KPI指数状況 <<H30.3～H30.10審査分実績>></p> <ul style="list-style-type: none"> 請求点数 2,567,605,530点 支払基金査定点数(査定率) 6,873,253点(0.268%) 協会けんぽ査定点数(査定率) 3,372,740点(0.131%) <p>※トータル査定率 0.399% (参考)上期査定率 0.409%</p> <p>【KPI項目の位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格喪失後受診の発生を抑制するために、確実な保険証の回収を目標とし、発生状況により事業効果を測る。 <p>■KPI指数状況<<直近の実績>></p> <ol style="list-style-type: none"> 94.82%(回収枚数:25,793枚) 50.46%(回収金額:5,006,736円) 0.033%(発生金額:8,593,511円)
<p>戦略的 保険者機能関係</p>	<p>○ビッグデータを活用した健康・医療データの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療構想に対して、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行うためのデータ収集と分析を行う。 支部ごとの阻害要因を数値化したジェネリックカルテを訴求資料として、医療機関と薬局を中心に協力要請を行っていく。 GISにより地域ごとの現状を可視化し、活用する。 分析結果を事業主、加入者へ発信する。 <p>○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施</p> <p>上目標: 壮年期(40～64歳)の脳血管疾患の発症を減らす</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診受診率を向上することによってより多くのデータを収集し、より多くの事業所と連携しながら保健事業を推進し、リスク保有者を減らしていく。 他保険者や他支部の好事例を導入するなど、効率的に事業を展開し、成果を上げることに努める。 <p>■KPI</p> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>○被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 109,719人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診 実施率 61.9%(実施見込者数: 67,916人) 事業者健診データ 取得率 7.1%(取得見込者数: 7,790人) <p>○被扶養者(受診対象者数: 26,274人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査 実施率 26.0%(実施見込者数: 6,831人) <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体や他保険者とも連携し、特定健診とがん検診同時実施を基本に、商業施設での健診イベントなど「受けたくなる健診」を企画し実施する。 特定健診の「無関心層」への働きかけを行い、次年度以降も定期的に特定健診を受ける者を増加させる。 事業者健診データ取得や特定健診受診勧奨などの事業実施について、専門のノウハウを有する外注業者を活用し、効率的かつ効果的に実施率向上を図る。 	<p>・KPI「内閣府が公表している経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース(SCR等)・レセプトや健診結果データ等のデータ分析を行い、各方面へ発信を行う。</p> <p>・協会けんぽが保有するレセプトデータや健診結果データ等を基に効果的な事業を実施する。</p> <p>・協会けんぽに加入する方の健診の種類 協会けんぽの補助あり ○生活習慣病予防健診(35～74歳の被保険者) ○特定健診(40～74歳の被扶養者) 補助なし ○事業者健診(労安法の定期健診)</p> <p>・40～74歳の加入者の受診率を全国平均65%以上にするのが国の目標。 高知県は、被保険者の受診率が全国平均より高く、被扶養者の受診率が低い。</p>

<p>■KPI ii) 特定保健指導の実施率の向上 ○被保険者(受診対象者数: 15,292人) ・特定保健指導 実施率 14.6%(実施見込者数: 2,232人) (内訳)協会保健師実施分 12.0%(実施見込者数: 1,832人) アウトソーシング分 2.6%(実施見込者数: 400人) ○被扶養者(受診対象者数: 587人) ・特定保健指導 実施率 12.6%(実施見込者数: 74人) ○保健指導の受診勧奨対策 ・保健指導実施委託機関で「健診当日に保健指導」を実施する体制を整えるように働きかけ、実施率向上を図る。 ・健康宣言事業所と連携し、特定保健指導を中心とした健康づくりの取り組みを活性化し、実施率向上を図る。 ・被扶養者を対象としたグループ支援を定期的に関催し、実施率向上を図る。</p>	<p>・40～74歳の健診受診者で、複数のメタボリスクのある方が、生活習慣の改善を目的に取り組むプログラム。 ・実施率を45%以上にするのが国の目標。 ・高知県は、実施率が低いのが問題。</p>
<p>■KPI iii) 重症化予防対策の推進 ○受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 : 実施率 12.0% ・未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 546人 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・レセプトデータと健診結果データを分析して糖尿病治療中断者を抽出し、医療機関への受診勧奨を行う。</p>	<p>・健診結果から、治療が必要と思われるレベルの方に、医療機関受診を呼びかける事業。</p>
<p>iv) 健康経営(コラボヘルスの推進) ○「高知家健康企業宣言」事業の推進 ・宣言事業所のフォロー ◇健診・保健指導の実施状況や健診結果データの提供状況を確認するとともに保健事業の実施率向上(データヘルス計画との連携)を図る ・優良法人認定制度の周知と認定事業所の拡大 ・県、高知新聞社、アクサ生命、四国銀行、東京海上日動火災、住友生命、高知県社会保険協会等との連携による宣言事業所の普及拡大 ・高知新聞社の「こうち健康企業プロジェクト」と連携し、メディア(新聞広告)を利用した広報・意見発信</p>	<p>・健康企業宣言事業所へ対して、健診結果データに基づき健診結果を事業所カルテとして情報提供を行い、事業所の健康経営への取り組みのフォローを行う。 ・各機関と連携して健康企業宣言事業所の普及拡大を行う。 ○健康宣言事業所数 平成30年12月末時点: 311社</p>
<p>○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・年金事務所発行の納入告知書同封の「協会けんぽからのお知らせ」やホームページ、メールマガジンの内容充実を図り、保健事業や医療費適正化など保険者 機能を発揮した協会の取り組みを積極的に発信する。 ・新規適用事業所講習会等、各種説明会を通じて、制度の説明や協会けんぽの取り組みについての周知と啓蒙を図る。 ・「限度額認定証」、「出産一時金申請」、「治療用装具申請」については、医療機関等に案内リーフレット・申請書のセットを配置することで、加入者の制度に対する認知率のアップとスムーズな申請手続きを支援する。 ・メディア(新聞広告)を利用した広報・意見発信を行う。(健康経営、保健事業など) ・健康保険委員には、事業主や加入者との結びつきを更に強めるため、「健康保険各種申請の手引き」や広報誌(年4回)を発行する。 ・健康保険委員表彰制度の周知など、魅力を伝えていく。(表彰者のコメント・写真を広報誌に掲載。)</p> <p>■KPI: ①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。 ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を52%以上とする。</p>	
<p>○ジェネリック医薬品の使用促進 ・県や市町村と連携して公的医療機関や主要病院、医師会、薬剤師会に対する働きかけをする。 ・小児科や整形外科等に対して、「去痰剤」や「鎮痛消炎剤等」の比較的切り替えが容易と思われる具体的な品目の使用促進に関する働きかけをする。 ・ジェネリック医薬品軽減額通知や使用促進に関する周知・広報を積極的に実施する。 ・高知県後発医薬品安心使用促進協議会に参画し、的確な情報発信を行う。 ■KPI: 高知支部のジェネリック医薬品使用割合を74%以上とする。</p>	
<p>○インセンティブ制度 ・制度の周知広報を丁寧に行うとともに、平成30年度の実施結果を迅速に検証してその後の検討につなげる。</p>	

<p>戦略的 保険者機能関係</p>	<p>○パイロット事業 ・創意工夫をしたパイロット事業を提案するとともに、採用に向けた企画・提案力の向上を目指す。</p> <p>○地域の医療提供体制への働きかけや医療制度改革等に向けた意見発信 ・地域医療構想調整会議等において、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行うため、内閣府が公表している経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース等を活用する。 ・支部ごとの阻害要因を数値化したジェネリックカルテを訴求資料として、大規模病院と門前薬局を中心に協力要請を行っていく。 ・分析結果を事業主、加入者へ発信する。 ■KPI: ①被用者保険の意見を出せる場を増やすため、他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率100%を維持できるようする。 ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。</p>	<p>・最終的に全国展開できるような新規事業の企画と実施。 H30年度は2件応募したが、結果は不採用。 ・協会けんぽと市町村間での業務効率化による情報連携 ・ジェネリック医薬品切り替え促進ツールの作成(医療機関・薬局訪問時)</p> <p>・レセプトや健診結果データ等を分析し、各方面へ発信を行う。 ○地域医療構想調整会議:7か所の部会中6か所に参画。</p>
<p>組織体制関係</p>	<p>○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・移行計画の最終年度として、業務の実施や職員の配置等、効率的手法を積極的に取り入れ、業務の効率化と改善を推進する。</p> <p>○人事評価制度の適正な運用 ・個人目標の設定に当たって、組織目標を意識し、かつ、等級ごとの役割定義に基づく自身の役割を考慮した目標を、可能な限り数値目標として設定するとともに、その目標達成に向け、評価期間中には上司が適切に日々の業務管理、業務指導を行い、評価の段階においては、評価者が取組のプロセスも踏まえて十分に内容を確認する。</p> <p>○OJTを中心とした人材育成 ・各種の専門研修等に積極的に参加するとともに伝達研修を実施する。 ・支部内勉強会や情報共有の推進を通じて、職員の知識の向上とスキルアップを図る。 ・「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着を図る。</p> <p>○支部業績評価の実施 ・自支部の実績などのデータについては把握だけでなく、他支部との比較においてどの程度の差異が生じているかを網羅的に、かつ体系的に認識し、支部の業績向上や取組の底上げを図る。</p> <p>○費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・職員のコスト意識を高め、消耗品などの在庫管理、電力消費量の節減などにより経費節減に努める。 ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ・ホームページに調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。 ■KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、23%以下とする。</p>	<p>・人員配置の変更に伴い、グループの垣根を越えて事務分掌を見直して効率化。</p> <p>・KPIの指標に基づき、支部間で進捗状況を比較し、注力分野の見直しを行う。</p>